

令和8年6月15日

東日本信用漁業協同組合連合会

「JFデータ伝送サービス（AnswerDATAPORT方式）利用規定」の一部改訂について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、金融犯罪対応および手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として「JFデータ伝送サービス（AnswerDATAPORT方式）利用規定」の一部改訂を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

- ・金融犯罪対策の項目を見直し。
- ・2026年7月1日から自己宛小切手および手形・小切手帳の発行受付を停止することを踏まえ見直し。
- ・振込規定改正（2026年7月1日付）に応じた見直し。

2. 新旧対照表

改正後	現行
<p>第4条【反社会勢力との取引拒絶】</p> <p>本サービスは、第17条2（9）①から⑥、および（10）①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条2（9）①から⑥、および（10）①から⑤の1つにでも該当する場合は、当連合会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。</p>	<p>第4条【反社会勢力との取引拒絶】</p> <p>本サービスは、第17条2（10）①から⑥、および（11）①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条2（10）①から⑥、および（11）①から⑤の1つにでも該当する場合は、当連合会は本サービスの利用申込をお断りするものとします。</p>
<p>第17条【サービスの解約】</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>以降項番のズレを調整</u></p> <p><u>（11）本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当連合会が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当連合会が判断した場合</u></p>	<p>第17条【サービスの解約】</p> <p><u>（8）当連合会への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u></p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後	現行
<p><u>(12) 契約者が当連合会に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限りません。)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当連合会が判断した場合</u></p> <p><u>(13) 契約者が当連合会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限りません。)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当連合会が判断した場合</u></p> <p><u>(14) 当連合会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u></p> <p><u>以降項番のズレを調整</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第27条【総合振込】</p> <p>7 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当連合会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>② 当連合会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。</p>	<p>第27条【総合振込】</p> <p>7 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻しを行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当連合会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p>② 当連合会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当連合会所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</u></p>
<p>第29条【通知対象口座】</p> <p>契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座は、契約者が当連合会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。</p>	<p>第29条【通知対象口座】</p> <p>契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当連合会に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。</p>

3. 改定日

令和8年7月1日(水)

以上